倉吉市公告第28号

公有財産売却に係る一般競争入札を実施するにあたり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月30日

倉吉市長　広田　一恭

1　入札に付する公有財産の名称等

区分番号	所在	地目	地積	予定価格 (最低落札価格)
2026-01	倉吉市米田町字谷口685番	宅地	1095.94㎡	18,302,000円
2026-02	倉吉市関金町関金宿字土手ノ内202番1	宅地	2288.59㎡	17,164,000円

2　入札に参加する者に必要な資格及び条件等

次のいずれかに該当する者は、入札参加者になることができない。

(1)　地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者

(2)　日本語の理解が完全でない者

(3)　倉吉市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」という場合があります。）及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

(4)　当該公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

(5)　日本国内に住所又は連絡先がない者

(6)　参加仮申し込み時点で18歳未満の者

(7)　倉吉市の職員であって当該公有財産売却の事務に従事する者

(8)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）に該当する者

(9)　次のいずれかに該当する者

ア　暴力団員がその経営に実質的に関与している者

イ　自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

ウ　暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者

エ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

3　入札手続き等について

（1）　入札参加申込等

ア　入札参加希望者は、令和８年 10 月 30 日（金）午後１時から令和８年 11 月 17 日（火）午後２時までの間に、紀尾井町戦略研究所株式会社（KSI）が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）上で入札参加の仮申込手続きを行うこと。

イ　入札参加希望者は、上記アの仮申込手続きを行った後、令和８年 11 月 18 日（水）午後５時までに所定の申込書により倉吉市総務部財政課に一般競争入札への参加を申し込むこととする。（郵送による場合は、令和８年 11 月 18 日までの消印有効とする。）

ウ　申請書類は、倉吉市ホームページからダウンロードすること。

エ　倉吉市は、売却システムにおける登録内容及び提出された申請書類の確認・審査を行い、入札参加資格を満たすことが確認できた入札参加希望者を、売却システム上で入札参加者として登録するものとする。

（2）　現地説明会

実施しない。

（3）　入札方法

入札は、売却システム上で入札価格の登録を行い、入札参加者は、入札期間終了までに入札を行うこと。入札は一度のみ可能とする。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできないので、注意すること。

（4）　入札場所及び期間

ア　場所

売却システムにおいて執行する。

イ　期間

令和８年 12 月１日（火）午後１時から令和８年 12 月８日（火）午後１時まで

（5）　入札保証金　予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額。

（6）　入札の無効に関する事項

倉吉市は、本ガイドライン第１の「１．公有財産売却の参加条件」に規定されている公有財産売却に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を無効として取り扱うものとする。

（7）　落札者の決定について

入札期間の終了後、倉吉市は開札を行い、売却区分ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定することとする。

（8）　質問等

令和８年 10 月 30 日（金）午後１時から令和８年 11 月 13 日（金）午後５時まで

問合せ先：倉吉市総務部財政課管財係

電話 0858-22-8163（直通）

電子メール kanzai@city.kurayoshi.lg.jp

4　契約に関する事項

（1）　契約の締結期限

令和８年 12 月 15 日（火）午後５時までとする。

なお、落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売却の決定を取り消すこととする。この場合、出品物の所有権は落札者に移転しないものとする。また、納付された入札保証金は返還されないものとする。

（2）　契約保証金

落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当する。

（3）　売払代金の納付

落札者は、令和９年１月 14 日（木）午後２時 30 分までに、売払代金の残額（落札金額から契約保証金を差し引いた額）を倉吉市が指定する口座へ振り込まなければならない。なお、指定した日時までに売払代金の納付が確認できない場合には、売却決定を取り消し、落札者が納付した契約保証金は倉吉市に帰属するものとする。

（4）　契約書の作成

要

5　その他

（1）　契約、引渡しその他に要する費用

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に関する登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者が負担するものとする。

（2）　公有財産の引渡し

売払代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、売払物件を引き渡したものとする。なお、所有権の移転登記は、売払物件の引渡し後に倉吉市が行う。

（3）　その他

この公告文に掲載されていない事項については、「本ガイドライン」に基づくものとする。

（4）　問合せ先

入札担当課

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722 番地

倉吉市総務部財政課管財係

電話　0858-22-8163（直通）

FAX　0858-22-1087

電子メール　kanzai@city.kurayoshi.lg.jp